

古典期アテナイの殺人訴訟における「法手続きの柔軟性(procedural flexibility)」について

—*apagōgē/endeixis* の分析を中心として—

内川 勇海

序論

第一章 *apagōgē/endeixis* で訴えられた殺人事件の検討

第二章 殺人訴訟における *apagōgē/endeixis* の制度的機能

結論

序論

古代アテナイにおいて殺人訴訟は、621/0 年¹に制定されたドラコンの殺人法²以来、被害者親族のみに訴追権のある *dikē phonou*³（殺人に対する私訴）という訴訟手続で裁かれた⁴。しかし 5 世紀末(420 年頃)に、*apagōgē/endeixis*⁵（略式逮捕/告発状提出）という訴訟手続が殺人罪に適用されるようになった⁶。*apagōgē* とは、ある特定の条件を満たした犯罪者を、アテナイ市民が自らの手で逮捕し、担当役人の下に連行・投獄する手続である。容疑者が罪を否認した場合や殺人罪の場合は、自動的に民衆裁判所での裁判に接続する。これに対し、*endeixis* とは、ある人物が特定の犯罪を行ったということを書面で担当役人に告発する訴訟手続である。なお *apagōgē* に接続した場合も、即時処刑はなされず民衆裁判所で裁かれる。この訴訟手続は本来、他の犯罪行為を裁くためにあったが、この時代に殺人事件にも拡大適用されるようになったと考えられている⁷。

apagōgē/endeixis が導入されてからも、*dikē phonou* は使われ続けた⁸。ここで一つの疑問が生じる。それは既に *dikē phonou* という殺人訴訟手続があるのに、なぜ *apagōgē/endeixis* が導入されたのかという問題である。なぜ、一つの犯罪に対して複数の訴訟手続が存在しているのであろうか。

¹ 本論文の年号は全て紀元前だが、「前」は省く。

² ドラコンの法の大部分は 594/3 年のソロンの改革時に撤廃されたが、殺人法だけは保持され、5・4 世紀にも、ソロンの法とともにアテナイ法の基礎として用いられ続けたと考えられている。

³ *dikē phonou* の訴追権は、被害者の従兄弟の子までの範囲の親族及び奴隸の主人に限定される。

⁴ ごく例外的ではあるが、M・H・ハンセンのように *graphē phonou* という訴訟手続の存在を推定する研究者もいるが、史料には見出されないので、本論文では *graphē phonou* は考察の対象から除外する。*graphē phonou* の存在を推定する根拠については M. H. Hansen, *Apagoge, Endeixis and Ephegesis against Kakourgoi, Atimoi and Pheugontes*, Odense, 1976, pp.108-112 を参照。

⁵ 従来、この 2 つの手続は相互に独立したものだと考えられてきたが、ハンセンによって同一の手続の異なる局面であることが明らかにされたので、本論文では一括して *apagōgē/endeixis* と表記することにする。

⁶ M. Edwards & S. Usher, *Greek Orators I: Antiphon and Lysias*, Warminster, 1985, p.24.

⁷ E.g. E. Volonaki, ‘APAGOGĒ in Homicide Cases,’ *Dikē* 3, 2000, p.149; D. D. Phillips, *Avengers of blood: homicide in Athenian law and custom from Draco to Demosthenes*, Stuttgart, 2008, p.30.

⁸ E.g. Dem.23.65-79; AP.57.3-4. 古典作家・著作の省略に関しては、*L'annee philologique* に従う。

ここで注目すべきは、アテナイ法の特徴として指摘されている「法手続きの柔軟性(procedural flexibility)」という概念である。これは、犯罪が生じた場合①原告には複数の訴訟手続が用意されている、②どの手続で訴えるかは原告や被告の地位、彼らが置かれている社会的状況や訴訟手続間の刑罰・リスクの差等を考慮して決定されるといった特徴を示している⁹。

dikē phonou でしか殺人罪を裁けなかった 420 年頃までは、殺人訴訟の分野でこの特徴は見られない。しかし *apagōgē/endeixis* 導入により、一見するとアテナイ殺人訴訟にも「法手続きの柔軟性」という特徴が当てはまるようになった。しかし実際に「法手続きの柔軟性」を指摘するためには、*apagōgē/endeixis* が *dikē phonou* と対等で相互に交換可能な手続である必要がある。つまり原告が *dikē phonou* と *apagōgē/endeixis* から一方を選択できる状況にあれば、「法手続きの柔軟性」があり、*apagōgē/endeixis* しか使えない状況だった場合は、そうではないということである。

そこで、本論文では「法手続きの柔軟性」という概念を指針とし、まず、個々の事例において *apagōgē/endeixis* が選択された理由の解明を目指す。またそれを踏まえて *pagōgē/endeixis* が実際に果たしていた機能についても明らかにする。

ここで本論に移る前に、従来の研究で、殺人訴訟における *apagōgē/endeixis* の機能と *dikē phonou* の関連がいかに捉えられてきたかを把握する必要がある。殺人訴訟における *apagōgē/endeixis* の、*dikē phonou* に対する関係については、これまで主に二つの見解が提示されてきた。

一方は、*apagōgē/endeixis* が、*dikē phonou* の代替手段として制度的に確立していたという見解である。この立場を取る主な研究者には、MacDowell、Carawan、Volonaki らがいる¹⁰。彼らによれば、殺人事件の被害者親族は、2 種類の訴訟手続から任意に一つの手続を選択できることになる。また、こうした主張の主な根拠は、Dem.23.80 の記述である¹¹。ここでは、Dem.23.65-79 において *dikē phonou* が裁かれる 5 つの法廷について述べた後、第 6 の法廷および訴訟手続を説明している。その法廷とは民衆裁判所であり、訴訟手続としては *apagōgē/endeixis* が用いられた。しかしこの弁論は 350 年代に書かれたが、実際に *apagōgē/endeixis* で裁かれた殺人事件の史料は 420~400 年頃に集中しており、半世紀以上ずれる。よって Dem.23.80 とこれらの事例との間の直接的な関係は明らかではない。また彼らは、*dikē phonou* と比べ、*apagōgē/endeixis* が持つ利点について、史料から読み取れるものだけでなく、理論上の推定も含めて強調する傾向にある¹²。しかし、史料に基づかない推定には、あまり信頼を置くべきではないであろう。

他方 MacDowell 以前の多数派や Gagarin、Riess、Phillips 等の研究者たちは、*apagōgē/endeixis* は補助的・例外的な手段であり、*dikē phonou* の代替手段としては確立していなかったと考え

⁹ R. G. Osborne, 'Law in action in Classical Athens,' *Journal of Hellenic Studies* 105, 1985, pp.40-44. オズボーン自身は、「法手続きの柔軟性(procedural flexibility)」という用語は使わず、「訴訟手続の開放性と多様性(the openness and variety of legal process)」という表現を用いた。しかし本論文では、簡潔性を重視し、オズボーン論文を批判したハリスが「訴訟手続の開放性と多様性」のことを指して使用した用語「法手続きの柔軟性」を用いる。ただしこの用語が示す内容はオズボーンに従う。

¹⁰ D. M. MacDowell, *Athenian homicide law: in the age of the orators*, Manchester, 1963, p.90; E. Carawan, *Rhetoric and the law of Draco*, Oxford, 1998, p.334; Volonaki, op.cit., p.157.

¹¹ MacDowell, op.cit., pp.130-140; Carawan, op.cit., pp.163-4; Volonaki, op.cit., pp.151-3.

¹² E.g. Carawan, op.cit., p.163; Volonaki, op.cit., p.153.

る¹³。彼らは、一方では、アテナイ殺人法の不变性¹⁴から *dikē phonou* が通常の手続として使用され続けたと主張する¹⁵。他方では、*apagōgē/endeixis* で裁かれた殺人を扱った法廷弁論を分析し、*apagōgē/endeixis* が特殊な状況下で使われたことを明らかにしている¹⁶。具体的には犯人が外国人である場合や、403年の大赦令¹⁷で *dikē phonou* の使用に制限が加わった場合である。筆者の立場はこちらに近いが、法廷弁論の分析については、再考の余地があろう。

またいざれの立場においても「法手続の柔軟性」という観点から考察している研究はほとんどないが、*apagōgē/endeixis* の機能を解明するうえで、この視点の導入が有効であると思われる。

以上のように、先行研究では、時代的にずれるある史料や研究者による推測を根拠にして、*apagōgē/endeixis* が選択された理由やその制度的機能を論じるものが多くた。しかし、この手続の機能を明らかにするためには、実際の事例から指摘できることを最も重視するべきである。そして時代のずれる史料や推測は、実例と一致する場合や同時代史料による裏付けがある場合にのみ信頼するという方針を取らなければならない。

そこで本論ではまず、実際に *apagōgē/endeixis* で裁かれた殺人事件に関する史料を分析し、個々の事例において *apagōgē/endeixis* が選択された理由を探る（第一章）。なお、分析に当たっては、常に「法手続の柔軟性」という観点からも事例を検討する。次に、個別事例の分析結果に、研究者が推測する諸特徴を加え、また訴訟当事者がいかなる人々であったかをも考察することで、*apagōgē/endeixis* の制度的機能を捉える（第二章第一・二節）。その後、*apagōgē/endeixis* が *dikē phonou* の代替手段として確立したという主張の主な根拠である Dem.23.80 の内容を分析して、実際の事例との関係性を明らかにする（第二章第三節）。

1. *apagōgē/endeixis* で訴えられた殺人事件の検討

(1) ヘロデース殺害(Ant.5)

本訴訟の年代は420年頃と推定され、史料上初めて *apagōgē/endeixis* が殺人事件に適用された事例であり、*apagege/endixis* で裁かれた事例の中でも最も古い¹⁸。被告エウクシテオスはミュティレネ人で、レスボス島の港でアテナイ市民ヘロデース¹⁹を殺害した容疑で被害者親族

¹³ M.Gagarin, 'The Prosecution of Homicide in Athens,' *Greek, Roman and Byzantine Studies* 20, 1979, p.321; idem, *Drakon and Early Athenian Homicide Law*, New Haven, 1981, p.113; W.Riess, 'Private Violence and State Control: The Prosecution of Homicide and its Symbolic Meaning in Fourth-Century BC Athens', in Cdric Brilaz and Pierre Dickey (eds.) *Sécurité Collective et Ordre Public dans les Sociétés Anciennes*, Genve, 2008, pp.91-2; Phillips, *op.cit.*, p.239.

¹⁴ Ant.5.14, 87-89, 6.2-4; Dem.23.70-79.

¹⁵ Gagarin, *op.cit.*, pp.167-8; A.Tulin, *DIKĒ PHONOU The Right of Prosecution and Attic Homicide Procedure*, Stuttgart, 1996, p.106.

¹⁶ H.Evjen, 'ΑΠΑΓΩΓΗ and the Athenian Homicide Procedures,' *Tijdschrift voor rechtsgeschiedenis* 38, 1970, pp.405-7; Gagarin, *op.cit.*, p.321.

¹⁷ 404年に寡頭派によるクーデターで樹立された三十人政権を、403年に民主派が打倒した際、民主派・寡頭派間の和解のために大赦令が制定された。この大赦令は内乱時の犯罪の多くに赦免を与えるものであり、特に殺人法に限れば、*dikē phonou* による訴追対象を「自らの手で(*autocheiriāi*)」殺した者に限定し、それ以外の殺人は追及しないこととした。大赦令の文言については AP. 39 参照。

¹⁸ Edwards and Usher, *op.cit.*, p.24; Hansen, *op.cit.*, p.171.

¹⁹ ヘロデースは、アテナイからミュティレネに派遣されたクレールーコイ（植民者）であると考えられている。

から訴えられた。被告は裁判所の召喚を受けてアテナイに来た所を、「悪事犯(*kakourgos*)²⁰」として被害者親族によって逮捕・投獄され、民衆裁判所で裁判が行われた。

本訴訟の内容を伝える Ant.5 は、弁論家アンティポンが被告エウクシテオスのために書いた法廷弁論である。本弁論で、被告は次の 2 点を主張する。①殺人犯は「悪事犯」には含まれず、従って被告を *apagōgē kakourgōn*（「悪事犯」に対する略式逮捕）で訴えるのは違法であるということ、②被告は殺人を犯していないということである。

このうち本論文に関係があるのは①の論点である。以下史料にあたりながら考察していきたい。

(a) 本訴訟の合法性/違法性の問題…これについては被告自身がその違法性を指摘している。

Ant.5.8-9²¹。「…私がそうしたことを示そうとするのは、皆さんにとって、告発者たちの横暴さ、違法性が、私に対する彼らのそのほかの振る舞いの内実をも示す証拠となるであろうと思うからです。まず私は「悪事犯」であると (*endeixis* によって) 告発されながら、殺人裁判 (*dikē phonou*) の訴追を受けておりますが、これはこの地にあっては、かつてだれも受けたことのない措置なのです。…」（丸括弧内は筆者による補い。）

ここで被告は、殺人犯は「悪事犯」には含まれず、原告もそれを認めたと主張している。この点に関し、Hansen は「悪事犯」として言及される様々な犯罪を史料に基づいて分類し、特に Aisch.1.90-91 を根拠として、*androphonoi*（殺人犯）は法的な専門用語としての「悪事犯」に含まれると主張した²²。しかし、アイスキネスは 4 世紀の弁論家であり、その記述は本訴訟の時代（420 年頃）に殺人犯が「悪事犯」に含まれたことを証明するものではない。

他方原告側は、殺人は大きな悪事であるとして、本訴訟の合法性を主張する²³。この点に關しウォロナキは、本訴訟の直前に、アテナイ民会が *apagōgē kakourgōn* の殺人犯への拡大適用を決議したと推定している²⁴。この主張の根拠は Ant.5.15 の記述である。

Ant.5.15.「このように殺人に関する法は立派に制定されており、未だ誰もあえてこれを変えようとはしなかったのです。それをお前だけではないか、恐れ多くも立法者となって改悪しようとするのは。…」（丸括弧内は筆者による補い。）

ウォロナキはレトリックではなく事実と見做すが、もし民会決議が事実だとすれば、被告が本訴訟の手続を違法だと明言するのは難しい。420 年頃は、民会決議 (*psēphisma*) と法 (*nomos*) が同等な重みを持つ法律として機能していた時代で、民会決議で承認された訴訟手続

²⁰ S. C. Todd, *The shape of Athenian law*, Oxford, 1993, p.381. *apagōgē/endeixis* を使用できる特定の犯罪者を示す用語。窃盗犯や追剥が含まれるが、殺人犯が含まれたかについては議論の余地がある。Ant.5.8-9 では窃盗と追剥が挙げられている。

²¹ 以下アンティポン弁論の日本語訳は、アンティポン/アンドキデス、高畠純夫訳、『アンティポン/アンドキデス弁論集』、京都大学学術出版会、2002 年による。

²² M. H. Hansen, 'The Prosecution of Homicide in Athens: A Reply,' *Greek, Roman and Byzantine Studies* 22, 1981, p.30.

²³ Gagarin, *op.cit.*, p.318.

²⁴ Volonaki, *op.cit.*, p.153-60.

を違法であると主張することは、アテナイ市民団の決定に異を唱え、その法律を否定することを意味したからである。従って、本訴訟の直前に、*apagōgē/endeixis* の殺人事件への適用が法的に承認されたとは考え難い²⁵。

他方、*apagōgē/endeixis* の担当役人である「十一人役(hoi hendeka)」が本訴訟を民衆裁判所に回付したのは、この法廷弁論の存在自体から証明される。これは「十一人役」が本訴訟を少なくとも形式上は合法であると判断したこと示す。この点についてイーヴアンは、手続の形式的側面さえ整えば担当役人は訴えを法廷に回付する傾向を指摘している²⁶。つまり本訴訟の場合、被告が殺人を犯した「悪事犯」であるとみなせば、訴訟は許可されたと考えられる。

このように本訴訟は手続の形式面には問題はなかったが、実体においては原告被告双方の主張が異なる。これは法文解釈の相違に起因し、どちらが正しいとは一概に言えない。前例のないケースで、この時点で殺人犯を *apagōgē/endeixis* で訴えることが制度的に確立していたとはいえない。

(b) ヘロデースの親族はなぜこの手続で訴えたのか…まずは被告の主張に注目する。

Ant.5.13. 「…もし私がこの国から引き離されてもかまわなかつたら、私は召還されてもやってこずに、欠席裁判によって有罪となることも、最初の弁明をなしてから國を去るのを許されることも、同様に可能だつたのだ。…」

この箇所から、伝統的な殺人訴訟手続である *dikē phonou* は、外国人犯の殺人事件に対して制度上の欠点を持っていたことが分かる。*dikē phonou* では、被告に対して判開始以前又は第二弁論開始以前にアッティカ領外へ退去する権利が認められていた²⁷。この権利の主眼は、復讐の連鎖を断ち切ることや殺人の穢れを国内から除去することにあると考えられている²⁸。

しかし、アテナイに永住する者以外には、アッティカ領内からの追放は大した刑罰ではない²⁹。

そこで、被害者親族は被告を国外へ逃がさぬように、*apagōgē/endeixis* で訴えたのだろう。なぜならばこの手続では裁判開始まで、被告を投獄することができるからである。ただし本訴訟において、被告はアテナイの法廷で裁かれる 것을避けてはいない³⁰。従って被告が実際に国外退去を選ぶかどうかに関わらず、外国人を *dikē phonou* で訴える時には、被告の国外逃亡という懸念が存在していたと考えられる。

²⁵ ガガーリンは、Ant.5 以前に *apagōgē/endeixis* が殺人事件に用いられていたなら、被告はアテナイに出頭しなかつたであろうと推測する。なぜならば、*dikē phonou* とは違って *apagōgē/endeixis* では裁判の途中で自主的に国外退去することができなかつたので、外国人にとっては非常にリスクの高い訴訟手続であったからである。

²⁶ Evjen, op.cit., pp.404-5, p.407, p.415.

²⁷ E.g. MacDowell, op.cit., pp.113-15; Volonaki, op.cit., pp.150-53; Riess, op.cit., pp. 62-71; Ant.4D.1.

²⁸ Gagarin, op.cit., pp.60-61, p.147; MacDowell, op.cit., p.115; Carawan, op.cit., p.336.

²⁹ Gagarin, op.cit., p.318

³⁰ Ant.5.13. ただしここで被告は *dikē phonou* で裁かれる 것을予期してアテナイにやって来ており、途中で国外に退去することができると考えて出頭したのかもしれない。

(c)当時の国際情勢…アテナイは479年プラタイアイの戦いでペルシア軍に勝利し、翌年ペルシアの再来に備えデロス同盟を結成した。デロス同盟の主導権は当初からアテナイの下にあったが、454年に同盟金庫がデロス島からアテナイへ移されると、同盟国に対し強圧的な態度を取るようになり、同盟はエーゲ海一帯を領有する「アテナイ帝国」の観を呈した。このようなデロス同盟の変質に伴い、アテナイは同盟国に多数の植民団・駐留軍・役人を派遣するようになった。また同盟国のアテナイに対する不満が増大したので、海外にいるアテナイ人を法的に保護し、同盟国民との間の訴訟問題に対処する必要が生じた。それゆえ、アテナイは同盟国と個別に司法協定を結び、また一部の外国人を特権的にアテナイ人と同一の法律の保護下に置き、民衆裁判所において裁判を受けられるようにした。しかしアテナイ人が外国人に与えた特権は、彼らが被害者になった場合にアテナイ人と同じ扱いを受けるというもので、彼らがアテナイ人に対して罪を犯した時は、無条件にアテナイの法律によって裁かれたと考えられている³¹。

このような国際情勢の下、殺人法の領域でも、外国人によるアテナイ市民殺害に対応する必要が生じた可能性はある。*apagōgē/endeixis* の殺人犯への適用も、その一つと言えるかもしれない。

実際に Ant.5.76-79 は、本訴訟が当時の国際情勢と、密接な関わりを有していたことをうかがわせる。エウクシテオスはデロス同盟の有力国であるレスボス島のミュティレネ出身であったが、レスボス島は428年夏にアテナイに対して反乱をおこしている³²。被告自身はこの反乱には参加していないが、この反乱と自分の父親の関係について弁明している。それは陪審員たちの被告に対する印象に大きな影響を与える要素であり、逆に原告側にとっては格好の攻撃対象となっただろう。このように、本訴訟の背景には、当時のアテナイと同盟国との間の緊張関係も指摘できる。

(d)*dikē phonou* で訴えることもできたか…本弁論では被告が正統な手続は *dikē phonou* であると再三強調し、また本訴訟で勝訴になったとしても、*dikē phonou* で再び訴えられる危険性があると主張している。また *dikē phonou* が外国人による殺人事件や国外での殺人事件には使用できなかったという積極的な証拠はないので、この事件は *dikē phonou* で裁かれることも可能であったと言える。

以上よりヘロデース殺害事件は、*dikē phonou* でも *apagōgē/endeixis* でも訴追可能であったが、後者による訴追は、史上初めて違法性を疑われる事例であったと言える。その中で、被害者親族は両手続の利点・欠点を考慮し、被告が外国人である点に注目して、国外退去を防ぐために後者を選んだと思われるため、「法手続きの柔軟性」というアテナイ法の特徴は指摘できる。

(2)ディオニュソドロス殺害(Lys.13)³³

³¹高畠純夫、「アテナイ帝国における外人と裁判」、『史学雑誌』109巻4号、2002年、58-60頁。

³² Thuc.3.1-50.

³³ MacDowell, *op.cit.*, pp.131-33; Hansen, *op.cit.*, pp.130-2; Carawan, *op.cit.*, pp.354-370; Volonaki, *op.cit.*, pp.160-65; Riess, *op.cit.*, pp.69-71 の分析も参照。

本訴訟が扱う事件は、ペロポンネソス戦争（431—404年）末期、内乱で混乱したアテナイで発生した。被告アゴラトスは在留外人³⁴で、対スパルタ和平に反対する民主派の人々を逮捕・処刑しようとする寡頭派の指示で彼らを五百人評議会に密告した。その結果、多くの民主派の人々が処刑された。原告は犠牲者の一人であるディオニュソドロスの従兄弟である。彼は、アゴラトスを *apagōgē/endeixis* により殺人罪で訴えた。その年代は、民主政回復後の398年頃と推定される³⁵。

(a)原告はなぜこの手続で訴えたのか…まず指摘できるのは、403年の大赦令の影響である。

*AP.39.5-6.*³⁶ 「…もし誰か自ら手を下して殺傷を行った時は古来の法に遵い殺人の裁判 (*dikē phonou*)を行う。…」（丸括弧内は筆者による補い。）

「自らの手で」殺人を犯した者は、「古来の法」に従って裁くと規定されている。「自らの手で」殺人を犯した者は殺害の実行者を、「古来の法」はドラコンの法を指し、それに従って *dikē phonou* が行われるべきことを定めている。ここから403年以前の殺人については、密告が被害者の死の原因になったような場合、「自らの手」による殺人ではないため *dikē phonou* では訴えることができず、原告が被告を訴えるためには、*dikē phonou* 以外の手段を用いるしかなかった³⁷。

そこで彼は *apagōgē phonou* を選んだと推測できるが、Isoc.18.20によると、大赦令は密告者の赦免も含んでいた³⁸。しかしここで問題にされているのは、被告が密告によって間接的に被害者を殺害したことである。すなわち本訴訟では、密告は殺害手段であり、密告罪については無罪でも殺人罪を免れることにはならないという論理が成立する。この点について、Lys.13.41-42においては、被害者は死に際に親族を集め、自分を殺した被告に対して必ず復讐するように遺言している。

この記述からも分かるように、原告の目的はディオニュソドロスを殺害した被告に対する復讐である。つまり本訴訟において、原告は被告の殺人行為を訴えているのであり、密告行為そのものを訴えているわけではないので、密告者に対する赦免は無関係であると言える。

またアゴラトスは、「現行犯で(*ep'autophōrōi*)」という規定を根拠に自己弁護を展開している³⁹。元来 *apagōgē* が窃盗や追い剥ぎ等の現行犯に対して用いられたことから、この規定は *apagōgē* を行うための条件と考えられている。しかしこの時代には意味が拡張し、「明らかに」という意味で用いられることがあった。また「現行犯で」という規定は、容疑者が罪を認めた場合に即刻処刑するための条件で、裁判を開催する条件ではないという説もある⁴⁰。いずれにせよ担当役人が訴えを法廷に回付したことは事実である。ヘロデース殺害と同様、

³⁴ Todd, *op.cit.*, p.385. アテナイに定住する外国人。在留外人税を支払い、兵役義務に服する。

³⁵ D.D.Phillips, *Athenian Political Oratory: 16 Key Speeches*, New York and London, 2004, p.41.

³⁶ 訳はアリストテレス、村川堅太郎訳、『アテナイ人の国制』、岩波書店、1980年による。

³⁷ MacDowell, *op.cit.*, pp.137-8; Gagarin, *op.cit.*, p.321; Carawan, *op.cit.*, p.354.

³⁸ *Ibid.*, p.355.

³⁹ Lys.13.85-87.

⁴⁰ Carawan, *op.cit.*, pp.363-5.

手続の形式を整え、担当役人を説得すれば、上記の規定は重要性を持たなかったと考えられる。

以上で本訴訟において *apagōgē/endeixis* が選択された理由は明らかにしたが、以下では当時のアテナイに特殊な国内情勢と、それがアテナイ殺人訴訟に与えた影響を簡単に考察する。

(b) 当時の社会情勢…三十人政権⁴¹時代には、1500 人超の市民が不当に逮捕され、即決裁判で処刑され、財産を没収されたと言われている⁴²。暴政の犠牲者の親族には、被害者の為に復讐を果たす義務や意志があったが⁴³、403 年の大赦令がそれを妨げていた。というのも、三十人政権が用いた処刑方法は、毒薬の服用による自殺の強要だったからである。この場合「自らの手で」彼らを殺した者は彼ら自身であり、従って *dikē phonou* による訴追は不可能だった。

そのため親族の多くは、殺人訴訟を起こせない状態にあった。しかし本訴訟の原告は、何とかして従兄弟の復讐を果たしたいと考え、*apagōgē/endeixis* を用いたと考えられる。彼は弁論において、陪審員に三十人政権への復讐を呼び掛けている⁴⁴。その結果、本訴訟は個人的な殺人の復讐に留まらず、民主派による三十人政権の断罪という要素を含む裁判に変質している。これは、民衆裁判所の陪審員を味方につけるための策略とも見做せるが、寡頭派を憎む陪審員の賛成票を得るためにには被告と三十人政権の結びつきを強調し、私的な復讐のみならず公的な復讐をも果たそうとしているという姿勢を見せる必要があったのかもしれない。すなわち当時において、殺人訴訟は私的訴訟としての性格を保ちながらも、公的な要素を内包せざるを得なくなっていたと言える。

以上より本訴訟の場合、403 年の大赦令の影響で *dikē phonou* による訴追が禁じられてしまったため、制度上原告には *apagōgē/endeixis* しか選択肢がなかったと考えられる。従って、ヘロデース殺害の事例とは違い、「法手続きの柔軟性」は見てとれない。また民主政の敵であるアゴラトスを民衆裁判所において裁くという状況は、原告・被告・陪審員の社会的な立場を反映しており、*apagōgē/endeixis* の選択がそのような状況を生んだと言える。

(3) 他の *apagōgē/endeixis* で訴えられた殺人の事例

(a) プリュニコス殺害(Thuc.8.90-92; Lys.13.70-72; Lykurg.1.112-115.)⁴⁵

これは 411 年に、カリュドン人のトラシュプロスとメガラ人のアポロドロスが、アテナイの寡頭派政権である四百人政権⁴⁶の首領プリュニコスを暗殺した事件である。この事件は、プリュニコスの親族・友人によって訴えられたもので、原告側の敗訴であったことが、Lykurg.1.112 とトラシュプロスとアポロドロスに市民権を授与する顕彰碑文⁴⁷の存在から分かる。この事例も、外国人被告の国外逃亡を防止するために、*apagōgē/endeixis* によって訴えたと考えられる。

⁴¹ 寡頭派の独裁政権。404 年にクーデターを起こし、民主政を廢してアテナイの政権を掌握した。

⁴² AP.35.4.

⁴³ E.g. Andoc.1.94; Lys.13.41-42.

⁴⁴ Lys.13.92-97.

⁴⁵ MacDowell, *op.cit.*, pp.138-9; Hansen, *op.cit.*, p.126; Volonaki, *op.ciy.*, p.167; Riess, *op.cit.*, pp.66-68 の分析も参照。

⁴⁶ AP.31-32. 411 年にクーデターをおこし、民主政を転覆し、政権を掌握した。

⁴⁷ IG 1³ 102.

しかし 410/9 年に制定された僭主法⁴⁸との関係をここに見るかは別として、寡頭派の首領プリュニコスの親族・友人による逮捕・投獄が不当と判断され、釈放されたトラシュプロスとアポロドロスには民主派の英雄として市民権が与えられた事実は、*apagōgē/endeixis* で訴えられた殺人事件の判決には、ポリスの公的な問題が複雑に絡んでいるということを示唆している。また、原告は *dikē phonou* で訴えることも可能だったと思われるが、上述の通り内乱期であり犯人が国外逃亡する可能性もあるので、*apagōgē/endeixis* による緊急の対応をしたと考えられる。

(b) 民主派の指導者たちの殺害(Lys.13.55-57.)⁴⁹

この事例は、ディオニュソドロス殺害の犯人であるアゴラトスと同様に、三十人政権と共に謀し、民主派の指導者を密告したアテナイ市民メネストラトスに対する訴訟である。年代は 403 年以降、対アゴラトス裁判以前である。史料からは良く分からぬが、アゴラトスの件の前例として述べているので、おそらく *apagōgē/endeixis* によって訴えられたと思われる⁵⁰。

Lys.13.56-57⁵¹ 「この（民会）決議が成立すると、メネストラトスは密告し、別の市民たちの名前を追加して供述します。そして、もちろん「三十人（僭主）」はそのメネストラトスを真実の密告をしているとみなせるということで、このアゴラトスと同様に放免しましたが、皆さんはずっと後になってから[民衆裁判所]においてかれを殺人者として有罪にし、死刑とういう正しい判決を出すと、死刑執行人に引き渡し、かれは磔刑に処せられたのです。…」（丸括弧内は筆者による補い、角括弧内は訳の修正。）

この被告は民衆裁判所で裁かれ、アゴラトスの前例として語られていることが分かる。よって、アゴラトスの事例と同じ状況を想定すれば、被告は三十人政権への密告を行ったが、「自らの手で」殺人を犯してはいないので、403 年の大赦令によって *dikē phonou* での訴追を免れたと思われる。従って「法手続の柔軟性」は見られず、被害者親族は *apagōgē/endeixis* で訴えるしかなかった。

(c) アイシオン殺害(IG ii² 111)⁵²

年代は 364-2 年頃、被害者はアテナイのプロクセノスのアイシオン（アテナイ市民と同じ法律で保護されたケオス人）、被告はアンティバトロス、原告はサテュリデス、ティモクセノス、ミルティアデスで被害者の親族・友人であると思われる。本事件はヘロデースやプリュニコスの例と同様に外国人による犯行であり、国外逃亡を防止するために、*apagōgē/endeixis* での訴追が有効であったと思われる⁵³。また、*dikē phonou* も使えたと思われる所以、「法手続の柔軟性」は見られる。

⁴⁸ Andoc.1.96.この法は、民主政解体や僭主政樹立を図る者を殺害した者の無罪及び保護を規定している。

⁴⁹ Cf. MacDowell, *op.cit.*, pp.137-8; Hansen, *op.cit.*, p.130; Carawan, *op.cit.*, pp.371-2; Volonaki, *op.cit.*, pp.165-7; Riess, *op.cit.*, pp.68-9.

⁵⁰ Hansen, *op.cit.*, pp.130-2; Riess, *op.cit.*, pp.68-9.

⁵¹ 以下リュシアス弁論の訳は、リュシアス、細井敦子/桜井万里子/安部素子訳、『リュシアス弁論集』、京都大学学術出版会、2001 年による。

⁵² Hansen, *op.cit.*, p.133; Riess, *op.cit.*, p.71 の分析も参照。

⁵³ Hansen, *op.cit.*, p.133; Riess, *op.cit.*, p.71. ただし、正確にはどの手続で訴えられたかは分からぬ。

(d)ニコデモス殺害(Dem.21.104-122; Aisch.1.170-3, 2.148, 166; Dein.1.30-31, 47.)⁵⁴

Dem.21は、348年の大ディオニュシア祭で成人男子合唱舞踏隊奉仕役を務めていたデモステネスを、祭り当日に観客の面前で殴ったことに対し、デモステネスがメイディアスを祭礼に関する不正行為で告発した際の弁論である。ニコデモス殺害については、デモステネスとメイディアスの間における、長きにわたる敵対関係を物語る挿話の一つとして登場する。被告アリストルコスはデモステネスの弟子で、ニコデモスはメイディアスの協力者であった。以下その経過を述べる⁵⁵。

まずニコデモスが殺されると、彼の親族はアリストルコスを *dikē phonou* で告発する。しかしメイディアスは、政敵であるデモステネスを攻撃するために、実行犯はアリストルコスであるが殺人を計画したのはデモステネスであると吹聴する。この誹謗中傷は効果がなかったので、彼はニコデモスの親族にデモステネスを殺人罪で告発するように説得するが、これも失敗に終わる。そこでメイディアスは評議会で自ら *ephegēsis* および *apagōgē* によるアリストルコスの逮捕を要求するが却下される。結局 *dikē phonou* による告発が再開され、アリストルコスは国外退去する。

この事例は、*apagōgē/endeixis* による殺人訴訟としては例外的なものである。ただ重要なことは、メイディアスは当初自分では訴えず、ニコデモスの親族にデモステネスを訴えるよう依頼したこと、メイディアスは *apagōgē* でしかアリストルコスを告発できないこと、逮捕の要求が拒否されたこと、ニコデモスの親族は初めから *dikē phonou* で訴えていることである。

すなわちこの事例では、メイディアスはニコデモスの友人であるが親族ではないので、*dikē phonou* は使えなかった。また、*apagōgē/endeixis* で訴える前に被害者親族による *dikē phonou* を望んだことは、この時代においても、親族が殺人犯を訴えるべきだと見做されていたことを示している。それが失敗して初めて、*apagōgē/endeixis* を用いたのである。だが、第一・二節のように違法性を攻撃されても、実際は裁判に至った例と比べ違法性が際立っていたのか、訴訟は却下された。また、被害者親族には「法手続きの柔軟性」があったが、*dikē phonou* を選択したことが分かる。

2. 殺人訴訟における *apagōgē/endeixis* の制度的機能

(1) 訴訟手続としての機能・特徴

本節では、第一章の事例分析結果と研究者による推測から、殺人事件に用いられた *apagōgē/endeixis* の制度的特徴を、(a)裁判開始まで(b)裁判中(c)判決及びその後の3つに分け、各項目について *dikē phonou* と比較した際の利点・欠点という観点から考察していきたいと思う。

(a)裁判開始まで…*dikē phonou* と比較したときの利点としては、以下のようなものが指摘できる。

- ・訴追権の制限なし⁵⁶…これは被害者の親族か主人にしか訴追権がない *dikē phonou* と比較した場合、*apagōgē/endeixis* の最大の特徴であるように見えるが、殺人事件に適用された

⁵⁴ Hansen, *op.cit.*, p.135; Riess, *op.cit.*, pp.84-86.

⁵⁵ Hansen, *op.cit.*, p.133.

⁵⁶ Volonaki, *op.cit.*, pp.150-53.

apagōgē/endeixis は全て被害者の親族・友人によって訴えられている。従って、ソロンが創始したといわれている *graphē* (公訴)⁵⁷による民衆訴追主義の精神は見られない。*apagōgē/endeixis* の導入は、訴追権の拡大を狙ったものではなく、主に被害者の親族に新たな訴訟手段を与える結果になったといえる。

- ・迅速な裁判⁵⁸…*apagōgē/endeixis* では1回の予審後、民衆裁判所で裁判が行われる。これに対し *dikē phonou* は、本審の前に月に1回計3回の予審(*prodikasai*)を行い、本審は4カ月目に行われる。
- ・訴追期限なし⁵⁹…*dikē phonou* の場合、バシレウスは自分の任期(1年)を超えて訴訟を引き継ぐことができなかつた⁶⁰。よって訴追期限がない *apagōgē/endeixis* は、これを補うものと捉えられる。
- ・犯人の国外逃亡を防止⁶¹…実際に *apagōgē/endeixis* で訴えられている被告が外国人であることが多い⁶²ので、この点は *dikē phonou* にはない *apagōgē/endeixis* の利点であろう。また、史料や国際情勢に照らしてみても、原告が *apagōgē/endeixis* を選ぶ際に大いに考慮した要素であると言える。
- ・犯人に準備期間を与えない⁶³…犯人に準備期間を与えない一方で、原告側も短時間に訴訟を準備する必要があり、原告にとっては両刃の剣である。また Ant.5 の存在自体が証明するように、被告にはアンティポンに法廷弁論の作成を依頼するだけの時間的余裕があった。従ってこの点は史料に言及があるものの、*apagōgē/endeixis* を選ぶ際に重要な役割を演じていたとはいえないであろう。

他方欠点としては、以下のようなものがある。

- ・肉体的な頑強さを要求⁶⁴…*apagōgē/endeixis*において、逮捕は市民自らが行ったので、肉体的な頑強さが問題とされた。このことは、Dem. 22.25-27 の記述からも窺われる。ただし、実際に殺人現場に居合わせた者による逮捕は、史料上確認されていない。
- ・逮捕には特定の条件が必要⁶⁵…*apagōgē/endeixis* には、手続上の制約があった。しかし第一章でみたように、裁判担当役人は、手続の形式面さえ整えば、訴えを受理して裁判所へ回付する傾向にあり、逮捕条件を厳密に守る必要はなかったと言えるだろう。

結局裁判に開始までに意味を持ったと考えられるのは、*apagōgē/endeixis* には訴追権の制限がないこと、外国人の国外逃亡を防止できることの2点である。前者は友人による訴追を可能にし、後者は *dikē phonou* の制度上の欠点を補完するものだった。それ以外の利点が、手続選択にいかなる影響を与えたかは分からぬ。また、欠点は実際には大した影響を与えなかったと言える。

⁵⁷ *apagōgē/endeixis* も、*graphē* と同様に公的訴訟に分類される。

⁵⁸ R.J.Bonner & G.Smith, *The Administration of Justice from Homer to Aristotle*, vol. II, Chicago, 1938, p.213.

⁵⁹ Evjen, *op.cit.*, p.410; Volonaki, *op.cit.*, pp.150-53; Riess, *op.cit.*, pp.62-71.

⁶⁰ Ant.6 は *dikē phonou* による殺人訴訟を扱っているが、その中で、1年の最後の3カ月であったためバシレウスが被害者親族の訴えを退け、その結果訴追は来年に持ち越されたことが述べられている。

⁶¹ Volonaki, *op.cit.*, pp.150-53; Riess, *op.cit.*, pp.62-71.

⁶² *Ibid.*, pp.93-94 によれば、逆に *dikē phonou*において、外国人の被告は確認されない。

⁶³ Volonaki, *op.cit.*, pp.150-53.

⁶⁴ Dem.22.25-27.

⁶⁵ E.g. Ant.5.8-9, Lys. I.3.85.

(b)裁判中…利点は以下の二つ。欠点は特に指摘できない。

- ・重い誓いが不要⁶⁶…重い誓いとは、*dikē phonou*においてなされる特別な形式の誓いであり、通常の裁判で行う誓いよりも厳格なものであった⁶⁷。これは訴訟関係者に相当の覚悟を要求し、証人集めを困難にする要因となった。これに対し、*apagōgē/endeixis* は通常の裁判であり重い誓いは不要であったので、訴訟を起こし易かったと推測できる。
- ・民衆裁判所で裁かれる⁶⁸…民衆裁判所で裁かれることには、複数の利点がある。まず *dikē phonou* では殺人行為そのものに關係のある内容しか語ってはいけなかつたが⁶⁹、民衆裁判所では事件とは直接關係ないことを述べることができた。また、*dikē phonou* では殺人法の法文を厳密に解釈した上での弁論・判決を重視したが、民衆裁判所では法律の厳密な解釈に議論を限定することなく、社会的文脈や訴訟当事者間の対立關係等にも言及し、自由な議論ができた⁷⁰。しかし、以上のような民衆裁判所の性質は、被告にも同様に恩恵を与えたのではないかと思われるかもしれない。ただ殺人事件に用いられた *apagōgē/endeixis* の被告に限れば、彼らは外国人や反民主派であったため、民主派のアテナイ市民からなる陪審員団を説得するのは困難だったと思われる。よって *apagōgē/endeixis* による民衆裁判所での裁判は、原告に有利であったと言える。

以上より、原告にとって、*apagōgē/endeixis* による裁判には、手続の簡便性や民衆裁判所で裁かれることによる利益があったと言える。しかしながら、裁判中に見出される *apagōgē/endeixis* の利点が、実際の事例で手続の選択に影響を与えたかどうかはやはり不明である。

(c)判決及びその後…利点は以下の二つ。

- ・罰金をとれる可能性⁷¹…これについては、*apagōgē/endeixis* の裁判に量刑相互提案方式が採用されたかが焦点となる。Ant.5.10 が主な典拠である。もし罰金をとれるならば、被害者親族や友人以外の者にも *apagōgē/endeixis* で訴える動機が存在したことになるが、史料上は確認できない。
- ・*dikē phonou* で再び訴えられる可能性⁷²…この点は、Ant.5.16 が参考になる⁷³。アテナイでは同一手続で同一事件を再審することはできなかつた⁷⁴が、手続を変えれば可能であったのかかもしれない。

欠点は以下の通り。

- ・罰金を科される可能性（敗訴時）⁷⁵、部分的市民権剥奪(*atimia*)を受ける可能性⁷⁶…これらは一般的に公的訴訟で原告が負うリスクであり、不当な訴えを抑制するためだと考えられる。

⁶⁶ Volonaki, *op.cit.*, pp.150-53; Riess, *op.cit.*, pp.62-71.

⁶⁷ MacDowell, *op.cit.*, pp.90-93; Ant.5.11,6.6.

⁶⁸ Volonaki, *op.cit.*, pp.150-53.

⁶⁹ MacDowell, *op.cit.*, p.93; Ant.6.9.

⁷⁰ A.Lanni, *Law and justice in the courts of classical Athens*, Cambridge, 2006, pp.1-4.

⁷¹ Carawan, *op.cit.*, p.342.

⁷² Riess, *op.cit.*, pp.84-91.

⁷³ ここでは、第 1 の裁判が *endeixis and apagōgē kakourgōn*、第 2 の裁判が *dikē phonou* ということになる。

⁷⁴ Dem.20.147.

⁷⁵ Bonner & Smith, *op.cit.*, p.216; Evjen, *op.cit.*, pp.413-14.

⁷⁶ *Loc.cit.*

陪審員の 1/5 以下の票しか得られなかつた場合、罰金が科され、同一の訴訟手続による訴追が禁じられた。

罰金を取れたか、*apagōgē/endeixis* で敗訴した場合の *dikē phonou* による裁判が可能であつたかはよくわからない。他方、敗訴した場合の罰金や部分的市民権剥奪というリスクは実例において言及はされていないものの、原告に訴訟をためらわせる実効的な影響力を有していたと言える。

以上 *apagōgē/endeixis* の制度的特徴を考察してきたが、実例における訴訟手続の選択に影響力を持った要素は意外なほど少ない。それは、外国人の国外逃亡を防止できる点と、*dikē phonou* では訴えることができない被害者の友人も訴追可能な点のみである。これに 403 年の大赦令によって *dikē phonou* に制限が加わった状況での *apagōgē/endeixis* の使用を加えれば、史料上確認される *apagōgē/endeixis* 選択の動機・原因はほぼ出尽くしたことになる。本節で検討した他の要素も訴訟手続の選択に多少の影響を与えたかもしれないが、いずれも推測の域を出るものではない。よって従来の研究のように、*dikē phonou* に対して、*apagōgē/endeixis* が持つ（推測も含めた）多くの利点が *apagōgē/endeixis* の選択を促し、結果としてその制度的確立に寄与したと考えるべきではない。

(2) 被害者および訴訟当事者について

この節では、*apagōgē/endeixis* で訴えられた殺人訴訟における(a)被害者(b)原告(c)被告がどのような人々であったのかを明らかにし、訴訟手続の選択にいかなる影響を与えたかについて考察する。

(a)被害者…海外で殺されたクレールーコイや寡頭派の首領、三十人政権に逆らつた民主派、プロクセノス(*proxenos*)、その他が確認される。これらの被害者たちを①外国人に殺された者②内乱の犠牲者③その他に分けて見ていきたい。なお①②の両方に該当する被害者もいる。
 ①外国人に殺された者…被害者の中には外国人に殺された者が多い。しかし *dikē phonou* では外国人による殺人や外国での殺人を有效地に裁けなかつた⁷⁷。従つて、それらの事例を適切に処理するために、*apagōgē/endeixis* が導入されたのかもしれない。この手続の最大の利点は、逮捕・投獄により容疑者の国外逃亡を防止することだからである⁷⁸。また外国でのアテナイ人と同盟市民の軋轢が事件の背後にある場合、民衆裁判所の審理はアテナイ人に有利であったと考えられる。なぜならば、民衆裁判所では訴訟当事者間の私的な対立をポリス間の対立関係と結び付けて語ることが可能であり、一般市民からなる陪審員団は外国人よりもアテナイ人を優遇したと思われるからである。アイシオンの事例は被告も被害者も外国人だが、アイシオンはアテナイのプロクセノスであり、プロクセノスが殺された場合の対応はアテナイ市民が殺された場合に準じると考えられる。
 ②)内乱の犠牲者…被害者の中で、アテナイの内乱に伴う犠牲者にも注目したい。史料からは、寡頭派・民主派双方の被害者が確認される。内乱及びその後のアテナイは、殺人が政治的性

⁷⁷ 第一章第一節参照。

⁷⁸ 第一章第一節、第二章第一節参照。

質を強く帯びる、通常の国制が機能していない可能性がある、403年の大赦令によって *dikē phonou* に制限が加えられる、等の特殊な状況を指摘できる⁷⁹。

このような状況で、*dikē phonou* が十分に機能したのかは疑問である。また民主派対寡頭派の内乱を背景とした殺人事件は、ポリス全体を巻き込む公的な性質を帯びざるを得ない。このように、一方では *dikē phonou* が使えないという手続上の問題が存在し、他方では内乱に伴う殺人事件を裁く場として、アテナイ市民の意思が直接反映される民衆裁判所が適していた。以上の二つの観点から、アテナイの内乱に絡んだ殺人事件は、*apagōgē/endeixis* で裁くのが適當だったといえる。

③その他…上記のどちらにも含まれないのはニコデモスである。彼の場合は原告・被告双方ともアテナイ市民で、殺人の舞台もアッティカ領内であり、内乱時でもない。よって、被害者の出自等が *apagōgē/endeixis* の選択に何らかの影響を与えたとは考え難い。

(b)原告…次に原告は、残存する全事例で被害者の親族または友人である。*dikē phonou* と比較すれば、友人にまで訴追範囲が広がっている点は異なる。しかしドラコンの殺人法でも、訴追は従兄弟の子までの範囲の親族(*anchisteis*)が行うが、それ以外の親族も、従兄弟の子までの範囲の親族による訴追を援助するようにという規定がみられる(*JG i3 104.II.21-23*)。つまり、*apagōgē/endeixis* は公的訴訟に分類されるが、実態においては私的訴訟としての性格を強く持っていたといえる。

(c)被告…他方被告側は、民主政アテナイの敵対者が非構成員である。特に外国人は、上記(a)で指摘したように、*dikē phonou* では十分に裁くことができず、*apagōgē/endeixis* で裁判当日まで身体を拘束し、国外逃亡を防止することが重要だった。また被告が出自の卑しいものであった場合、それは民衆裁判所における格好の人格攻撃の対象になっただろう。これは前述したように、*dikē phonou* では禁じられている。さらに被告が反民主派だった場合、原告と陪審員が寡頭派への攻撃や復讐という共通の目的によって団結しやすくなり、それは原告側に有利に働いたと思われる。

以上、被害者・原告・被告がどのような人々であったかを見てきた。原告は *dikē phonou* 同様、被害者に近しい人々が訴訟を起こしている。ただし、友人の場合は *apagōgē/endeixis* を選ぶしかなかった。これに対して、被害者と被告は、外国人による犯行に関係する者と、アテナイの内乱に絡んだ殺人の関係者に大別される。前者では被告の国外逃亡防止、後者では403年の大赦令による *dikē phonou* の制限が、それぞれ *apagōgē/endeixis* による裁判を選択させる原因になったといえる。

(3) Dem.23.80 における *apagōgē/endeixis*⁸⁰

以下では、これまでの分析を通じた *apagōgē/endeixis* の制度的機能とその実際の運用のあり方を、Dem.23.80 における *apagōgē/endeixis* についての説明と比較し、両者の間の整合性あるいは乖離する部分について考察してみたい。Dem.23.80 では、この箇所の直前で殺人事件が

⁷⁹ 第一章第二節参照。

⁸⁰ この箇所では *endeixis* には触れていないが、本論文では *apagōgē/endeixis* と表記する。

裁かれる 5 つの法廷⁸¹について説明した後で、殺人事件を裁く第 6 の手段について以下のように述べる。

Dem.23.80⁸² 「さてこれらすべてになお加えて、第六の懲罰規定があり、それにも同様に違反して被告は[民会決議]を提議しました。もしこれらを何も知らないか、あるいはこれらの各事項を行うべき時期がもう過ぎてしまっているか、あるいは何か別の理由でこの手続を踏むことを望まぬ者がいるとして、その人が神域やアゴラに出没している殺人犯の姿を見かけたとすれば、略式逮捕で監獄に連行するのは構わない…」（角括弧内は筆者による訳の修正。）

この事例は、本弁論が書かれた 350 年代にあっては、*apagōgē/endeixis* が殺人事件を裁く訴訟手続として確立されていたかのような印象を与えるが、「神域やアゴラに出没している殺人犯の姿を見かけたとすれば」という条件が付されており、どんな殺人事件にも適用できたわけではない。

また原告として念頭に置かれているのは、直前で説明されている 5 つの殺人法廷で訴えを行う者、即ち被害者の親族および主人である。なぜなら、「もしこれらを何も知らないか、あるいはこれらの各事項を行うべき時期がもう過ぎてしまっているか、あるいは何か別の理由でこの手続を踏むことを望まぬ者」という表現の中の「これら」「この手続」という語句は、Dem.23.80 より前の部分(Dem.23.65-79)における *dikē phonou* による殺人訴訟手続のことを目指しているからである。よってここでは、実例において原告として現れた被害者の友人たちは想定されていない。

さらに *apagōgē* を用いる理由として、①5 つの殺人法廷について無知であるため②通常の手続を行う時期を過ぎているため③それ以外の理由が挙げられており、これらの理由がなければ *dikē phonou* で訴えるのが普通であると示唆している。では、これらの理由はどれほど現実的であり、どの程度重要性を持つのであろうか。以下個別に検討する。

①5 つの殺人法廷について無知であるため…確かに殺人法の規定は複雑であった⁸³。また、*dikē phonou* による殺人訴訟を担当する役人の人数は非常に限られていたため、アテナイ人の多くは生涯、殺人訴訟を扱う役職に就くことはなかっただろう。他方、アレオパゴスの丘とアゴラには殺人法を刻んだ碑文があり、誰でも参照することができた(Dem23, 47)。また神事解釈者 (*exēgetai*)⁸⁴と呼ばれる人々から、殺人法の解釈や訴訟手続に関する助言を得ることもできた⁸⁵。これは Dem.47.68-70 からも確認できる。よって殺人法廷について全くの無知という状況は想定し難い⁸⁶。

⁸¹ *dikē phonou* が裁かれる 5 つの法廷。

⁸² 訳はデモステネス、加来彰俊他訳、『デモステネス弁論集（1・2・3・4）』、京都大学学術出版会、2003 年～による。

⁸³ E.g. Carawan, *op.cit.*, p.163.

⁸⁴ Todd, *op.cit.*, pp.376-7.

⁸⁵ Tulin, *op.cit.*, p.45.

⁸⁶ Evjen, *op.cit.*, p.410 は有り得たとするが、Gagarin, *op.cit.*, p.314 は有りそうもないと考える。

②通常の手続を行う時期を過ぎているため…殺人訴訟は時効がなかった⁸⁷。よってこれは、1年の最後の3カ月間のことを意味していると考えられる。というのも *dikē phonou* の場合、バシレウスは訴えを受け付けた後、1カ月に1回、計3回の予審 (*prodikasai*) を主催するが、途中で任期が終了する場合、次のバシレウス就任者に訴訟を引き継ぐことはできなかつたので、年の最後の3カ月は訴訟を受け付けなかつたからである。しかし第一章でも指摘したが、Ant.6 のように、新しいバシレウスが就任するまで訴追を控え、年が改まってから *dikē phonou* で訴えている事例もある。よって②の理由についても必ずしも説得力があるとは言えない。ただし、もし1年の最後の3カ月間に殺人訴訟を起こしたい場合、*apagōgē/endeixis* を用いる必要があるということは確かである。

③それ以外の理由…*dikē phonou* ではなく *apagōgē/endeixis* を選ぶ理由としては、本章第一節で検討したものが考えられるが、ここでどのような理由が想定されているのかは分からぬ。

以上より、Dem.23.80 における *apagōgē/endeixis* を選択する理由と、第一章で検討してきた実際の事例における手続選択の理由は一致しないことが分かる。これだけでも、Dem.23.80 で説明されている手續と、*apagōgē/endeixis* の実態がかけ離れていることが指摘できる。

次に問題になるのは、デモステネスがここで *apagōgē/endeixis* について述べた意図である。そもそも Dem.23 は、アリストクラテスの提案を違法とする裁判における、原告側弁論である。アリストクラテスによる提案内容は、以下のように復元できる⁸⁸。

「もし誰かがカリデモスを殺したならば、その者は同盟諸市から逮捕連行されるべし。
そしてその者を保護する都市や個人は協定から除外されるべし。」（日本語訳は筆者による。）

ここで話者が問題にするのは、誰かがカリデモスを殺した場合、無条件に逮捕・連行が許可されている点である。そこで話者は、一連の殺人法を引用する中で、3回もこれに関連する法律を持ちだす(Dem.23. 28, 51, 80)。Dem.23.80 もそのひとつである。その意図は、伝統的な5つの殺人法廷の直後に持ってくることで、*apagōgē/endeixis* という訴訟手続の権威を高めることである。またそれに加えて、従来の手続がいかに慎重な配慮に基づき一定の条件下でのみ容疑者の逮捕を許可しているかを強調するし、アリストクラテスの提案の違法性を浮き彫りにする効果も狙っている⁸⁹。

以上より、Dem.23.80 の記述から、*apagōgē/endeixis* が *dikē phonou* の代替手段として確立していたことを主張することにはやや無理があるといえるであろう。*apagōgē/endeixis* の使用に諸々の前提や条件を付けていることや、提案の違法性を強調するためのレトリックの存在からみて、この箇所の記述は350年代の殺人訴訟手続の実態を表しているというよりは、デモステネスにとって都合のいい殺人訴訟の描写であると言えるであろう。また実例とは手続を選ぶ理由が異なることからも、この記述から *apagōgē/endeixis* が果たしていた機能を推測するのは危険である。

⁸⁷ Carawan, *op.cit.*, p.365; Lys.13.83.

⁸⁸ D.M.MacDowell, *Demosthenes the Orator*, Oxford, 2009, p.200.

⁸⁹ Gagarin, *op.cit.*, p.314.

結論

5世紀末から4世紀後半のアテナイ殺人訴訟で、*apagōgē/endeixis* は、*dikē phonou* が使えないか、有効に機能しない可能性がある時に選択された。具体的には、(a)被告が外国人である場合（後者）(b)403年の大赦令によって「自らの手で」殺人を犯した者しか *dikē phonou* で裁けなくなった状況で、それ以外の殺人犯を訴える場合（前者）(c)原告が被害者の友人である場合（前者）である。

殺人事件を裁くための手続は、原則的に *dikē phonou* であり続けた。*apagōgē/endeixis* は補助手段であり、少ない史料からは、制度的に *dikē phonou* の代替手段として確立されていたとまでは言えない。ただし、Dem.23.80 から 350 年頃には制度上確立されていたように見えるが、よく読むとやはり、*dikē phonou* が使えないときの補助手段として機能していたと捉えるのが適切である。また *apagōgē/endeixis* は公的訴訟に分類されるが、実際に訴えたのは被害者の親族と友人である。従って *apagōgē/endeixis* の殺人訴訟への適用を、民衆訴追主義の精神が拡大したことの表れと捉えるべきではない。むしろ *apagōgē/endeixis* は、*dikē phonou* で訴えることのできない、被害者に近しい人々によって使用された訴訟手続であり、制度上は誰にでも開かれていたが、実際は私的訴訟としての性格を強く持っていた。ただし *dikē phonou* の訴追権が被害者の親族・主人に限定されていたことを考えれば、被害者の友人による訴追は、アテナイの殺人法においてある程度革新的である。

以上より、殺人訴訟において対等な選択肢として *dikē phonou* と *apagōgē/endeixis* が存在していたわけではないといえる。アテナイ人が通常の民主政の下でアテナイ市民を訴える時には、通常は *dikē phonou* で訴えたと思われる⁹⁰。よって殺人訴訟に限れば、原告には互いに対等で代替可能な訴追手段が与えられていたとは言い難い。実際には、本論文で指摘した様々な社会的状況の下で、半自動的・半強制的に *apagōgē/endeixis* が選択されたと考えられる。従って殺人訴訟においては、原告が被害者の親族か主人であり、かつ *dikē phonou* の使用に制限がない場合のみ「法手続の柔軟性」を指摘できる。それ以外の事例⁹¹では、「法手続の柔軟性」は指摘できない。これも、最古・不变の法と見做されたアテナイ殺人法の特殊性を物語るものかもしれない⁹²。

ただし殺人訴訟も、5世紀後半の *apagōgē/endeixis* 導入後、制度上は手続の多様性・選択可能性が増大した。この例から、「法手続の柔軟性」は、新たな訴訟手続の創出やある手続の別の犯罪への適用などを経て作られてきた、アテナイ法の特徴であると捉えられるかもしれない。

⁹⁰もちろん、アテナイ人が通常の民主政の下でアテナイ市民を訴える場合に *apagōgē/endeixis* を用いた可能性はある。またアイシオン殺害では、例外的に原告も外国人である。また Riess, *op.cit.*, pp.93-94によれば、*apagōgē/endeixis* では 6 件中 4 件で被告が外国人であるが、*dikē phonou* では全 9 件とも市民である。

⁹¹ 親族・主人以外が訴える場合や、403年の大赦令による *dikē phonou* 使用の制限など。

⁹² ただし C・ケアリーは、多くの犯罪には訴訟手続が一つしかなかったと主張している。C.Carey, ‘Offence and Procedure in Athenian Law,’ in E. M. Harris and L. Rubinstein (eds.) *The law and the courts in Ancient Greece*, London, 2004, pp.111-136.